

令和5年第2回姫路市議会
定例会提出議案

〔 議案第 54号～議案第 80号
報告第 13号～報告第 15号 〕

目 次

ページ

議案第 54号	こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について	1
議案第 55号	職員の分限及び懲戒に関する条例の一部を改正する条例について	4
議案第 56号	姫路市事務分掌条例の一部を改正する条例について	5
議案第 57号	姫路市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について	7
議案第 58号	姫路市市税条例の一部を改正する条例について	8
議案第 59号	姫路市印鑑条例の一部を改正する条例について	13
議案第 60号	姫路市手数料徴収条例及び姫路市戸籍手数料等徴収条例の一部を改正する条例について	14
議案第 61号	姫路市駅前すくすくひろば条例の一部を改正する条例について	16
議案第 62号	姫路市体育施設条例の一部を改正する条例について	17
議案第 63号	姫路市営住宅管理条例の一部を改正する条例について	18
議案第 64号	姫路市老朽危険空家等の対策に関する条例の一部を改正する条例について	19
議案第 65号	姫路市火災予防条例の一部を改正する条例について	21
議案第 66号	契約の締結について	24
議案第 67号	契約の締結について	25
議案第 68号	契約の締結について	26
議案第 69号	契約の締結について	27
議案第 70号	契約の締結について	28
議案第 71号	契約の締結について	29
議案第 72号	契約の締結について	30
議案第 73号	契約の締結について	31

議案第	74号	委託協定の締結について……………	32
議案第	75号	動産の購入について……………	33
議案第	76号	動産の購入について……………	34
議案第	77号	動産の購入について……………	35
議案第	78号	動産の購入について……………	36
議案第	79号	損害賠償請求事件に係る和解について……………	37
議案第	80号	契約の締結について……………	39
報告第	13号	令和4年度歳出予算の経費の繰越しについて……………	41
報告第	14号	専決処分の報告について……………	54
報告第	15号	専決処分の報告について……………	55

議 案 第 54号

令和 5年 6月 2日

姫路市長 清 元 秀 泰

こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定する。

こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(姫路市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 姫路市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年姫路市条例第61号）の一部を次のように改正する。

第2条第11号及び第12号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

第6条第1項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣」に改める。

第8条に後段として次のように加える。

この場合において、重度訪問介護について準用する第6条第1項中「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣」とあるのは、「厚生労働大臣」と読み替えるものとする。

第45条第1項及び第2項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣」に改める。

第49条第2項中「読み替える」の次に「ほか、重度訪問介護について準用する場合に限り、第45条中「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣」とあるのは「厚

生労働大臣」と読み替える」を加える。

第56条第2項及び第57条中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

第105条第4項及び第114条第3項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣」に改める。

第196条第1項第2号ア中「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」を「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令」に、「区分省令」を「区分命令」に改め、同号イからエまでの規定中「区分省令」を「区分命令」に改める。

第211条の4第1項第2号アからエまでの規定中「区分省令」を「区分命令」に改める。

(姫路市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 姫路市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年姫路市条例第62号）の一部を次のように改正する。

第2条第12号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

(姫路市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 姫路市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成31年姫路市条例第67号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項、第24条第4項、第72条第4項及び第105条第5項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

(姫路市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 姫路市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年姫路市条例第68号）の一部を次のように改正する。

第27条中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第38条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(姫路市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正)

第5条 姫路市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成30年姫路市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第11条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議 案 第 55号

令和 5年 6月 2日

姫路市長 清 元 秀 泰

職員の分限及び懲戒に関する条例の一部を改正する条例について

職員の分限及び懲戒に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

職員の分限及び懲戒に関する条例の一部を改正する条例

職員の分限及び懲戒に関する条例（昭和27年姫路市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、これらに準ずるものと任命権者が認める場合

附則第5項中「第4条第3項本文及び第4項」を「第4条第2項及び第3項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議 案 第 56号

令和 5年 6月 2日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市事務分掌条例の一部を改正する条例について

姫路市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市事務分掌条例の一部を改正する条例

姫路市事務分掌条例（昭和42年姫路市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第1条第1号中オ及びカを削り、キをオとし、同条第4号中エを削り、オをエとし、カをオとし、同条第5号中「環境局」を「農林水産環境局」に改め、同号に次のように加える。

オ 農林水産業に関する事項

カ 土地改良に関する事項

キ 卸売市場に関する事項

第1条第6号中エをオとし、ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 国民健康保険、国民年金及び後期高齢者医療制度に関する事項

第1条第8号中「観光スポーツ局」を「観光経済局」に改め、同号に次のように加える。

カ 商工業及び港湾に関する事項

キ 勤労に関する事項

第1条中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号を第10号とし、第12号を第11号とし、同条に次の1号を加える。

(12) デジタル戦略室

ア 情報化の推進に関する事項

イ 統計に関する事項

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年7月1日から施行する。

(姫路市勤労福祉審議会条例の一部改正)

2 姫路市勤労福祉審議会条例（昭和48年姫路市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第8条中「産業局」を「観光経済局」に改める。

(姫路市環境審議会条例の一部改正)

3 姫路市環境審議会条例（平成6年姫路市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第10条中「環境局」を「農林水産環境局」に改める。

(姫路市附属機関設置条例の一部改正)

4 姫路市附属機関設置条例（平成26年姫路市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表市長の款姫路市環境局指定管理者選定委員会の項中「姫路市環境局指定管理者選定委員会」を「姫路市農林水産環境局指定管理者選定委員会」に、「環境局が」を「農林水産環境局が」に改め、同款姫路市産業局指定管理者選定委員会の項を削り、同款姫路市観光スポーツ局指定管理者選定委員会の項中「姫路市観光スポーツ局指定管理者選定委員会」を「姫路市観光経済局指定管理者選定委員会」に、「観光スポーツ局が」を「観光経済局が」に改める。

((仮称)道の駅姫路整備運営事業者審査委員会条例の一部改正)

5 ((仮称)道の駅姫路整備運営事業者審査委員会条例（令和5年姫路市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第8条中「産業局」を「観光経済局」に改める。

議 案 第 57号

令和 5年 6月 2日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

姫路市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

姫路市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年姫路市条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則第4項から第6項までを削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議 案 第 58号

令和 5年 6月 2日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市市税条例の一部を改正する条例について

姫路市市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市市税条例の一部を改正する条例

姫路市市税条例（昭和25年姫路市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第25条の3第3項中「第26条の4の2」を「第26条の2の2」に改める。

第26条の8第2項中「又は」の次に「当該控除することができなかった金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当するものとする」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第28条の3の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところ

ろにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

第30条の3の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第30条の5第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。）」を加え、同条第2項中「において」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第3項及び第5項中「によって」を「により」に改める。

第30条の7中「第5号の15様式」の次に「若しくは第5号の15の2様式」を加え、「によって」を「により」に改める。

第30条の9第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「通知によって」を「通知により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第30条の9の2第1項中「によって徴収することが」を「により徴収することが」に、「においては」を「には」に改め、「及び均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第30条の9の5において同じ。）」を加え、「によって徴収する場合」を「により徴収する場合」に、「によって徴収する。」を「により徴収する。」に改め、同項第2号及び同条第2項中「によって」を「により」に改める。

第30条の9の6第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によって」を「方法により」に、「第17条の2の規

定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第30条の10第1項及び第5項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加える。

第30条の12第1項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に改める。

第67条第1号エ中「及び」を「、」に改め、「三輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

第81条第1項及び第5項並びに第83条の2第1項中「第34号の2の5様式」の次に「又は第34号の2の5の2様式」を加える。

附則第9条第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。

附則第14条の2を次のように改める。

第14条の2 削除

附則第14条の7第3項を削る。

附則第15条第2項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和3年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第3項から第6項までを削り、同条第7項中「附則第30条第7項」を「附則第30条第3項」に、「三輪以上のガソリン軽自動車」を「三輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）」に改め、「、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字

句」を「同条第2号イ中「3, 900円」とあるのは「2, 000円」と、同号ウ中「6, 900円」とあるのは「3, 500円」に改め、同項を同条第3項とし、同条第8項中「附則第30条第8項」を「附則第30条第4項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号イ中「3, 900円」とあるのは「3, 000円」と、同号ウ中「6, 900円」とあるのは「5, 200円」に改め、同項を同条第4項とする。

附則第15条の2第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附則第18条の2第1項及び第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

附則第47条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第67条第1号エの改正規定及び附則第3条第1項の規定（この条例による改正後の姫路市市税条例（以下「新条例」という。）附則第15条の2第3項に係る部分を除く。） 令和5年7月1日
- (2) 第26条の8第2項並びに第30条の3の見出し及び同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第30条の5、第30条の9、第30条の9の2及び第30条の9の6の改正規定並びに附則第15条の2第3項の改正規定並びに次条第1項及び附則第3条第1項（新条例附則第15条の2第3項に係る部分に限る。）の規定 令和6年1月1日
- (3) 第28条の3の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の姫路市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度分以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第28条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき姫路市市税条例第28条の3の2第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例第67条第1号エ及び附則第15条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

- 2 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の姫路市市税条例附則第14条の2及び第14条の7第3項に規定する三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第15条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

議 案 第 59号

令和 5年 6月 2日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市印鑑条例の一部を改正する条例について

姫路市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市印鑑条例の一部を改正する条例

姫路市印鑑条例（昭和45年姫路市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第15条中「個人番号カード及びその暗証番号を使用して」を「次に掲げるものを使用して暗証番号その他」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）
- (2) 移動端末設備（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第16条の2第1項に規定する移動端末設備であって、同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）

第16条中「（平成14年法律第153号）」を削る。

附 則

この条例は、市長が告示で定める日から施行する。ただし、第16条の改正規定は、公布の日から施行する。

議 案 第 60号

令和 5年 6月 2日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市手数料徴収条例及び姫路市戸籍手数料等徴収条例の一部を改正する条例について

姫路市手数料徴収条例及び姫路市戸籍手数料等徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市手数料徴収条例及び姫路市戸籍手数料等徴収条例の一部を改正する条例

(姫路市手数料徴収条例の一部改正)

第1条 姫路市手数料徴収条例（平成12年姫路市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「多機能端末機」の次に「（以下「多機能端末機」という。）」を加える。

附則第1項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則第2項に見出しとして「（姫路市手数料徴収条例の廃止）」を付し、附則に次の1項を加える。

（多機能端末機を利用して交付する場合における手数料の額の特例）

3 令和5年9月1日から令和6年3月31日までの間、多機能端末機を利用して第2条第1号に掲げる書面を交付する場合における同号の規定の適用については、同号中「200円」とあるのは、「150円」とする。

(姫路市戸籍手数料等徴収条例の一部改正)

第2条 姫路市戸籍手数料等徴収条例（平成12年姫路市条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次

の1項を加える。

(多機能端末機を利用して交付する場合における手数料の額の特例)

2 令和5年9月1日から令和6年3月31日までの間、多機能端末機を利用して第2条第1号ア、第2号イ及びエ並びに第3号に掲げる書面を交付する場合における同条第1号ア、第2号イ及びエ並びに第3号の規定の適用については、同条第1号ア中「350円」とあるのは「300円」と、同条第2号イ及びエ並びに第3号中「200円」とあるのは「150円」とする。

附 則

この条例は、令和5年9月1日から施行する。

議 案 第 6 1 号

令和 5 年 6 月 2 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市駅前すくすくひろば条例の一部を改正する条例について

姫路市駅前すくすくひろば条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市駅前すくすくひろば条例の一部を改正する条例

姫路市駅前すくすくひろば条例（令和3年姫路市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第5条本文中「次に掲げるとおり」を「12月29日から翌年1月3日まで」に改め、同条各号を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議 案 第 6 2 号

令和 5 年 6 月 2 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市体育施設条例の一部を改正する条例について

姫路市体育施設条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市体育施設条例の一部を改正する条例

姫路市体育施設条例（昭和55年姫路市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第16条中「姫路市立スケートボードパーク及び」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 姫路市立スケートボードパークに係る姫路市体育施設条例第19条第1項の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても、姫路市体育施設条例第17条から第19条までの規定により行うことができる。

議 案 第 63号

令和 5年 6月 2日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市営住宅管理条例の一部を改正する条例について

姫路市営住宅管理条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市営住宅管理条例の一部を改正する条例

姫路市営住宅管理条例（平成9年姫路市条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表第1号の表中

「

中河原住宅	姫路市広畑区才329番地1 姫路市広畑区才550番地	を
-------	-------------------------------	---

」

「

中河原住宅	姫路市広畑区才550番地	に改める。
-------	--------------	-------

」

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議 案 第 64号

令和 5年 6月 2日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市老朽危険空家等の対策に関する条例の一部を改正する条例に
ついて

姫路市老朽危険空家等の対策に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定
する。

姫路市老朽危険空家等の対策に関する条例の一部を改正する条例

姫路市老朽危険空家等の対策に関する条例（平成29年姫路市条例第47号）の一
部を次のように改正する。

第8条第4項中「特定老朽危険空家等の所有者等が、当該勧告」を「者がその勧告
」に、「とらない場合」を「とらなかったとき」に改め、「、規則で定めるところに
より」を削り、同条中第5項を削り、第6項を第5項とし、第7項から第10項まで
を1項ずつ繰り上げ、第11項を第10項とし、同項の次に次の1項を加える。

11 市長は、法第14条第3項の規定による命令を受けた者が正当な理由がなくて
その命令に従わなかったときは、次に掲げる事項を公表するとともに、当該事項を
示した標識を当該特定老朽危険空家等に設置することができる。

- (1) 命令を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及
び主たる事務所の所在地）
- (2) 命令に係る特定老朽危険空家等の所在地
- (3) 命令の内容
- (4) その他市長が必要と認める事項

第9条中「第6項」を「第5項」に改める。

第11条第1項中「又は法第16条に規定する過料（以下「費用等」という。）」
を削り、「当該費用等」を「当該費用」に改め、同条第3項中「費用等」を「費用」

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第8条及び第9条の規定は、この条例の施行の日以後になされた勧告について適用し、同日前になされた勧告については、なお従前の例による。

議 案 第 65号

令和 5年 6月 2日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市火災予防条例の一部を改正する条例について

姫路市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市火災予防条例の一部を改正する条例

姫路市火災予防条例（昭和37年姫路市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第12条の2第1項中「自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第11号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に」を「自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて」に、「及び全出力200キロワットを超えるものを除く。）をいう」を「を除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあつては、充電ポストを含む」に改め、同項第1号ただし書中「不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは」を「次に掲げるものにあつては」に改め、同号に次のように加える。

ア 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの

イ 分離型のものにあつては、充電ポスト

第12条の2第1項第1号の2に次のただし書を加える。

ただし、分離型のものの充電ポストにあつては、この限りでない。

第12条の2第1項第5号中「急速充電設備」を「コネクタ」に改め、同項第6号中「急速充電設備と電気自動車等の接続部に」を「コネクタが電気自動車等に接続され、」に、「接続部が」を「コネクタが当該電気自動車等から」に改め、同項第10号中「緊急停止させることができる措置を講ずる」を「緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたときに、速やかに操作することができる箇所に設ける」に改め、同項第11号中「自動車等」を「急速充電設備と電気自動車等」に改め、同項第12号中「（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）」を削り、同項第15号中「当該蓄電池」の次に「（主として保安のために設けるものを除く。）」を加え、同条の次に次の1号を加える。

(15)の2 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しないこと。

第24条第3項第2号中「標識の設置」の次に「（健康増進法（平成14年法律第103号）第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においてはこの限りでない。）」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第12条の2第1項の改正規定及び次項の規定は、令和5年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 第12条の2第1項の改正規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の姫路市火災予防条例（以下「新条例」という。）第12条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

3 新条例第24条第3項第2号の規定の適用については、当分の間、同条中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）附則第3条第1項の規定により読み替えて適用される健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるも

のとする。

議 案 第 66号

令和 5年 6月 2日

姫路市長 清 元 秀 泰

契約の締結について

市川美化センター排ガス処理設備等整備工事について、下記のとおり請負契約を締結したい。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提出する。

記

工 事 名	市川美化センター排ガス処理設備等整備工事
工 事 場 所	姫路市東郷町1451番地3
工 期	令和6年3月15日限り
契 約 金 額	709,500,000円
契 約 の 方 法	随意契約
契約の相手方	神奈川県横浜市西区みなとみらい四丁目4番2号 三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社 代表取締役 菱沼 隆之 代理人 大阪府大阪市西区土佐堀一丁目3番20号 三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社関西支店 支店長 小島 克友

議 案 第 67号

令和 5年 6月 2日

姫路市長 清 元 秀 泰

契約の締結について

姫路市立姫路球場ナイター照明設備新設及びスコアボード改修等工事について、下記のとおり請負契約を締結したい。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提出する。

記

工 事 名	姫路市立姫路球場ナイター照明設備新設及びスコアボード改修等工事
工 事 場 所	姫路市飯田540番地外
工 期	令和6年6月28日限り
契 約 金 額	1,201,200,000円
契 約 の 方 法	一般競争入札
契約の相手方	姫路市網干区新在家1261番地の12 株式会社ハマダ 代表取締役 帽田 泰輔

議 案 第 68号

令和 5年 6月 2日

姫路市長 清 元 秀 泰

契約の締結について

都市計画道路広畑幹線ほか1路線橋梁下部（その2）工事について、下記のとおり請負契約を締結したい。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提出する。

記

工 事 名	都市計画道路広畑幹線ほか1路線橋梁下部（その2）工事
工 事 場 所	姫路市広畑区北河原町地内
工 期	令和7年6月30日限り
契 約 金 額	381,102,700円
契 約 の 方 法	一般競争入札
契 約 の 相 手 方	姫路市網干区新在家1261番地の12 株式会社ハマダ 代表取締役 帽田 泰輔

議 案 第 69号

令和 5年 6月 2日

姫路市長 清 元 秀 泰

契約の締結について

姫路市立広畑第二小学校校舎長寿命化改修等（建築）工事について、下記のとおり請負契約を締結したい。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提出する。

記

工 事 名	姫路市立広畑第二小学校校舎長寿命化改修等（建築）工事
工 事 場 所	姫路市広畑区高浜町三丁目35番地
工 期	令和7年1月31日限り
契 約 金 額	951,940,000円
契 約 の 方 法	一般競争入札
契 約 の 相 手 方	姫路市網干区新在家1261番地の12 株式会社ハマダ 代表取締役 帽田 泰輔

議 案 第 70号

令和 5年 6月 2日

姫路市長 清 元 秀 泰

契約の締結について

姫路市立野里小学校屋内運動場長寿命化改修等（建築）工事について、下記のとおり請負契約を締結したい。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提出する。

記

工 事 名	姫路市立野里小学校屋内運動場長寿命化改修等（建築）工事
工 事 場 所	姫路市坊主町3番地1
工 期	令和6年2月14日限り
契 約 金 額	246,400,000円
契 約 の 方 法	一般競争入札
契 約 の 相 手 方	姫路市網干区大江島674番地 工成建設株式会社 代表取締役 藤木 浩一

議 案 第 71号

令和 5年 6月 2日

姫路市長 清 元 秀 泰

契約の締結について

姫路市立東小学校屋内運動場長寿命化改修等（建築）工事について、下記のとおり請負契約を締結したい。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提出する。

記

工 事 名	姫路市立東小学校屋内運動場長寿命化改修等（建築）工事
工 事 場 所	姫路市市之郷町二丁目34番地
工 期	令和6年2月14日限り
契 約 金 額	244,200,000円
契 約 の 方 法	一般競争入札
契 約 の 相 手 方	姫路市夢前町前之庄1390番地 株式会社正光 代表取締役 丸尾 将満

議 案 第 72号

令和 5年 6月 2日

姫路市長 清 元 秀 泰

契約の締結について

姫路市立安室中学校教室改修等（建築）工事について、下記のとおり請負契約を締結したい。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提出する。

記

工 事 名	姫路市立安室中学校教室改修等（建築）工事
工 事 場 所	姫路市田寺東二丁目6番1号
工 期	令和6年1月26日限り
契 約 金 額	170,500,000円
契 約 の 方 法	一般競争入札
契 約 の 相 手 方	姫路市辻井一丁目1番23号 株式会社赤鹿建設 代表取締役 赤鹿 竜夫

議 案 第 73号

令和 5年 6月 2日

姫路市長 清 元 秀 泰

契約の締結について

姫路市立朝日中学校技術棟長寿命化改修等（建築）工事について、下記のとおり請負契約を締結したい。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提出する。

記

工 事 名	姫路市立朝日中学校技術棟長寿命化改修等（建築）工事
工 事 場 所	姫路市網干区坂出1番地1
工 期	令和6年1月19日限り
契 約 金 額	138,600,000円
契 約 の 方 法	一般競争入札
契 約 の 相 手 方	姫路市辻井一丁目1番23号 株式会社赤鹿建設 代表取締役 赤鹿 竜夫

議 案 第 74号

令和 5年 6月 2日

姫路市長 清 元 秀 泰

委託協定の締結について

山陽本線英賀保・はりま勝原間春日踏切外1 拡幅他工事委託について、下記のとおり委託協定を締結したい。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提出する。

記

工 事 名	山陽本線英賀保・はりま勝原間春日踏切外1 拡幅他工事委託
工 事 場 所	姫路市飾磨区山崎地内外
工 期	令和8年3月31日限り
契 約 金 額	237,724,000円
契 約 の 方 法	随意契約
そ の 他	契約金額は、工事完了後に精算する。
契約の相手方	大阪府大阪市北区芝田二丁目4番24号 西日本旅客鉄道株式会社 代表取締役 長谷川 一明 代理人 大阪府大阪市淀川区宮原四丁目3番39号 西日本旅客鉄道株式会社 執行役員 近畿統括本部長 三津野 隆宏

議 案 第 75号

令和 5年 6月 2日

姫路市長 清 元 秀 泰

動産の購入について

下記の動産を購入したい。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第4条の規定により提出する。

記

購 入 物 件	普通消防ポンプ自動車（CD-I型）（4台）
購 入 金 額	66,440,000円
納 入 期 限	令和7年3月31日
購 入 先	姫路市白国二丁目13番1号 株式会社藤井ポンプ製作所 代表取締役 横田 浩之

議 案 第 76号

令和 5年 6月 2日

姫路市長 清 元 秀 泰

動産の購入について

下記の動産を購入したい。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第4条の規定により提出する。

記

購 入 物 件	化学消防ポンプ自動車（Ⅱ型）（姫路東）
購 入 金 額	89,100,000円
納 入 期 限	令和7年3月14日
購 入 先	石川県金沢市浅野本町口145番地 長野ポンプ株式会社 代表取締役 長野 幸浩 代理人 大阪府吹田市豊津町1-31 由武ビル5階C号室 長野ポンプ株式会社大阪営業所 所長 東野 敏行

議 案 第 77号

令和 5年 6月 2日

姫路市長 清 元 秀 泰

動産の購入について

下記の動産を購入したい。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第4条の規定により提出する。

記

購 入 物 件	化学消防ポンプ自動車（Ⅱ型）（中播）
購 入 金 額	78,650,000円
納 入 期 限	令和7年3月14日
購 入 先	石川県金沢市浅野本町口145番地 長野ポンプ株式会社 代表取締役 長野 幸浩 代理人 大阪府吹田市豊津町1-31 由武ビル5階C号室 長野ポンプ株式会社大阪営業所 所長 東野 敏行

議 案 第 78号

令和 5年 6月 2日

姫路市長 清 元 秀 泰

動産の購入について

下記の動産を購入したい。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第4条の規定により提出する。

記

購 入 物 件	高規格救急車（3台）
購 入 金 額	97,606,690円
納 入 期 限	令和6年3月29日
購 入 先	神戸市中央区北本町通五丁目2番24号 兵庫日産自動車株式会社 代表取締役 酒井 雄一郎 代理人 神戸市長田区二番町4丁目50 兵庫日産自動車株式会社法人営業部 部長 中村 寛

した。

訴訟においては、令和3年7月5日の第1回口頭弁論から令和5年2月27日まで計12回の弁論準備手続を重ねてきたが、同年4月17日に次の条項で裁判所から和解案の提示を受けた。

4 和解条項

- (1) 被告は、原告に対し、本件解決金として4700万円の支払義務があることを認める。
- (2) 被告は、原告に対し、前項の金員を令和5年7月31日限り、原告の指定する預金口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は被告の負担とする。
- (3) 原告は、その余の請求を放棄する。
- (4) 原告、補助参加人及び被告は、原告と被告との間及び補助参加人と被告との間には、いずれも、本件に関し、本和解条項に定めるほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (5) 訴訟費用は各自の負担とする。

議 案 第 80号

令和 5年 6月 2日

姫路市長 清 元 秀 泰

契約の締結について

姫路市立手柄小学校校舎長寿命化改修等（建築）工事について、下記のとおり請負契約を締結したい。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提出する。

記

工 事 名	姫路市立手柄小学校校舎長寿命化改修等（建築）工事
工 事 場 所	姫路市延末148番地2
工 期	令和6年9月20日限り
契 約 金 額	877,690,000円
契 約 の 方 法	一般競争入札
契 約 の 相 手 方	姫路市白浜町乙780番地の10 協同建設株式会社 代表取締役 増田 和仁

報 告 第 13号

令和 5年 6月 2日

姫路市長 清 元 秀 泰

令和4年度歳出予算の経費の繰越しについて

令和4年度歳出予算の経費を別紙のとおり翌年度へ繰り越して使用するのので、地方自治法施行令第146条第2項及び地方公営企業法第26条第3項の規定により報告する。

令和4年度 姫路市繰越明許費

(一般会計)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
20 民生費	15 障害者福祉費	障害者援護事業費 法施行事務費	6,608,000	6,608,000
		自立支援給付事務費	32,900,000	32,900,000
		福祉通園センター費 設備充実費	360,000	360,000
	20 児童福祉費	私立施設特別保育事業費	63,800,000	63,800,000
		放課後児童健全育成事業費 私立施設助成事業費	360,000	360,000
		出産・子育て応援給付金給付事業費	443,294,000	443,294,000
	25 老人福祉費	老人福祉施設建設等助成事業費	195,880,000	195,880,000
		地域密着型サービス拠点整備助成事業費	99,723,000	16,461,000
		老人福祉施設等感染拡大防止支援事業費	162,057,000	45,752,000
	25 衛生費	10 保健費	新型コロナウイルスワクチン接種事業費	1,160,000,000
35 農林水産業費	10 農水産費	地域農業生産総合振興対策事業費	21,225,000	7,456,000
		強い水産業づくり推進事業費	57,650,000	57,650,000
		漁港施設防災対策事業費	36,576,000	36,576,000
	15 農林整備費	農村地域防災減災事業費	59,438,000	59,436,728
		市単独土地改良助成事業費	14,647,000	1,500,000
40 商工費	10 商工費	商店街高度化事業費	168,700,000	168,700,000
		道の駅整備事業費	73,162,000	62,144,386
		プレミアム付き商品券事業費	700,000,000	700,000,000
	25 姫路城費	整備事業費	27,129,000	27,129,000

繰越計算書

(単位 円)

既収入特定財源	左の財源内訳			一般財源
	未収入特定財源			
	国・県支出金	地方債	その他	
	4,360,000			2,248,000
	29,400,000			3,500,000
	360,000			
	50,640,000			13,160,000
	360,000			
	369,960,000			73,334,000
40,077,000	15,503,000	93,400,000		46,900,000
13,420,000	3,041,000			
	45,752,000			
	100,000,000			
	7,456,000			
	49,625,000			8,025,000
	29,260,000	6,500,000		816,000
	51,617,268	6,300,000	409,960	1,109,500
				1,500,000
	102,520,000			66,180,000
	18,465,000			43,679,386
				700,000,000
	20,471,000	5,900,000		758,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
45 土木費	15 道路橋りょう費	道路維持費		
		一般補修事業費	197,224,000	147,719,234
		国庫補助事業費		
		地方道整備事業費	27,972,000	27,972,000
		市単独事業費		
		幹線道路新設改良事業費	207,598,000	144,337,729
		市単独事業費		
		一般路線新設改良事業費	194,188,000	151,982,774
		市単独事業費		
		交差点改良事業費	12,912,000	10,790,000
		道路舗装事業費		
		舗装改良事業費	46,033,000	28,980,000
		交通安全施設整備事業費		
	国庫補助交通安全施設新設改良事業費	21,500,000	21,000,000	
	交通安全施設整備事業費			
	市単独交通安全施設新設改良事業費	17,485,000	16,776,852	
	交通安全施設整備事業費			
	国庫補助自転車道整備事業費	11,097,000	7,433,364	
	交通安全施設整備事業費			
子どもの移動経路安全対策事業費	34,686,000	24,894,000		
		都市交通システム整備事業費	613,334,000	609,288,134
		橋りょう補修事業費	197,697,000	156,164,000
	20 河川港湾費	都市基盤河川改修事業費	30,000,000	30,000,000
		都市排水対策事業費	222,464,000	207,856,000
	30 都市計画費	街路事業費		
		地方街路整備事業費	328,280,000	307,371,387
		街路事業費		
		市単独事業費	104,914,000	92,818,444
	32 姫路駅周辺整備費	姫路駅周辺土地地区画整理事業費		
		整備事業費	86,627,000	66,157,890
		姫路駅南西地区土地地区画整理事業費		
		整備事業費	21,500,000	1,332,296
		姫路駅周辺整備関連事業費	55,000,000	55,000,000
	35 公園費	国庫補助事業費		
		公園整備事業費	7,678,000	7,678,000

既収入特定財源	左 の 財 源 内 訳			一般財源
	未 収 入 特 定 財 源			
	国・県支出金	地方債	その他	
	947,000	32,100,000		114,672,234
	13,986,000	12,500,000		1,486,000
		64,000,000	63,380,000	16,957,729
		119,400,000	18,500,000	14,082,774
				10,790,000
				28,980,000
	11,550,000	9,400,000		50,000
		13,300,000		3,476,852
	4,088,350	3,000,000		345,014
	8,525,000	9,900,000		6,469,000
	527,300,000		28,306,040	53,682,094
	85,885,550	62,300,000		7,978,450
	20,000,000	10,000,000		
		99,100,000		108,756,000
	163,845,000	129,900,000		13,626,387
		45,700,000		47,118,444
	9,000,000	37,900,000		19,257,890
				1,332,296
	24,000,000	21,600,000		9,400,000
	3,839,000	3,400,000		439,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
		国庫補助事業費 手柄山中央公園整備事業費	967,008,000	964,476,487
	40 土地区画整理費	阿保土地区画整理事業費 整備事業費	652,520,000	478,553,931
		J R網干駅前土地区画整理事業費 整備事業費	272,610,000	244,555,589
		組合区画整理事業費 英賀保駅周辺地区事業補助金	33,000,000	30,300,000
	45 住宅費	住宅管理費 管理費	1,430,000	1,430,000
		空き家対策事業費	16,002,000	15,502,000
		公営住宅建設事業費 上野住宅第2期建替整備事業費	467,504,000	467,503,216
		公営住宅建設事業費 市川住宅第3期建替整備事業費	44,884,000	44,884,000
		公営住宅建設事業費 庄田住宅第1期建替整備事業費	61,027,000	61,027,000
		公営住宅建設事業費 単年度事業費	6,325,000	6,325,000
50 消 防 費	10 消 防 費	庁舎整備事業費	37,000,000	36,944,270
		消防水利整備事業費	34,000,000	30,500,000
		分団施設等整備事業費	38,000,000	21,766,700
55 教 育 費	10 教 育 総 務 費	学校保健体育総務費	50,375,000	50,375,000
	15 小 学 校 費	小学校費 校舎整備事業費	2,294,182,000	2,294,182,000
		小学校費 屋内運動場整備事業費	411,790,000	411,790,000
		小学校費 造成整備事業費	99,928,000	99,928,000
		小学校費 給食室整備事業費	73,239,000	73,239,000
	20 中 学 校 費	中学校費 校舎整備事業費	647,501,000	647,501,000
		中学校費 造成整備事業費	154,149,000	137,300,000

既収入特定財源	左 の 財 源 内 訳 未 収 入 特 定 財 源			一般財源
	国・県支出金	地方債	その他	
	902,050,000	59,600,000	1,046,000	1,780,487
	63,147,000	56,700,000		358,706,931
	59,477,000	53,400,000		131,678,589
	10,100,000	18,100,000		2,100,000
	715,000	700,000		15,000
	7,751,000			7,751,000
	221,474,000	202,700,000		43,329,216
	21,444,000	21,400,000		2,040,000
	27,508,000	27,500,000		6,019,000
	3,162,000	3,100,000		63,000
				36,944,270
		30,500,000		
		21,700,000		66,700
	25,187,000			25,188,000
	484,477,000	958,600,000		851,105,000
	105,108,000	210,100,000		96,582,000
	29,479,000	58,800,000		11,649,000
	8,619,000	17,100,000		47,520,000
	97,261,000	184,600,000		365,640,000
	38,776,000	77,500,000		21,024,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
	30 幼稚園費	幼稚園費 園舎整備事業費	35,479,000	35,479,000
		幼稚園費 造成整備事業費	17,300,000	11,100,000
	35 特別支援学校費	特別支援学校費 管理運営費	900,000	900,000
	45 青少年教育費	野外活動センター管理運営費	5,247,000	5,247,000
計			12,183,098,000	10,312,368,411

左 の 財 源 内 訳				
既収入特定財源	未 収 入 特 定 財 源			一般財源
	国・県支出金	地方債	その他	
	3,755,000	7,500,000		24,224,000
	3,457,000	6,200,000		1,443,000
	900,000			
				5,247,000
53,497,000	3,885,603,168	2,801,400,000	111,642,000	3,460,226,243

(卸売市場事業特別会計)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
10 商工費	10 商工業振興費	運営費	20,000,000	5,000,000
計			20,000,000	5,000,000

(単位 円)

左 の 財 源 内 訳				
既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
	国・県支出金	地方債	その他	
			5,000,000	
			5,000,000	

令和4年度姫路市水道事業会計

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額
1 資本的支出	1 建設改良費	新設拡張 事業費	579,497,000	255,007,328	81,763,000
		水道改良 事業費	5,021,083,000	3,445,526,194	957,875,000
計			5,600,580,000	3,700,533,522	1,039,638,000

令和4年度姫路市下水道事業会計

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額
1 下水道事業 資本的支出	1 建設改良費	公共下水道 整備事業費	10,188,343,000	2,853,607,545	6,865,223,000
2 コミュニティ・プラント事業 資本的支出	1 建設改良費	コミュニティ・プラント 整備事業費	538,540,000	434,421,408	61,065,000
3 集落排水事業 資本的支出	1 建設改良費	集落排水施設 整備事業費	54,206,000	35,242,666	440,000
計			10,781,089,000	3,323,271,619	6,926,728,000

予算繰越計算書

(単位 円)

左 の 財 源 内 訳			不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
国庫支出金	企 業 債	留保資金等			
		81,763,000	242,726,672		関係機関との協議に日時を要したため
	300,000,000	657,875,000	617,681,806		関係機関との協議に日時を要したため
	300,000,000	739,638,000	860,408,478		

予算繰越計算書

(単位 円)

左 の 財 源 内 訳			不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
国庫支出金	企 業 債	留保資金等			
3,044,684,000	3,692,600,000	127,939,000	469,512,455		関係機関との協議に日時を要したため
	34,300,000	26,765,000	43,053,592		関係機関との協議に日時を要したため
	400,000	40,000	18,523,334		適正な工期を確保するため
3,044,684,000	3,727,300,000	154,744,000	531,089,381		

報 告 第 14号

令和 5年 6月 2日

姫路市長 清 元 秀 泰

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例第1号の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

記

専 決 第 11号

専 決 処 分 書

市長の専決処分事項に関する条例第1号の規定に基づき、次のことについて専決処分する。

事 件 区 分	交通事故
損害賠償額	77,385円
事件の概要	令和5年3月10日10時5分頃、姫路市船橋町六丁目12番8地先の県道と久今宿線において、本市軽貨物自動車相手方軽乗用自動車に追突し、当該車両に損害を与えたもの

